

福訪協発 28 号
令和 2 年 8 月 26 日

福岡県訪問看護ステーション連絡協議会
会 員 各 位

福岡県訪問看護ステーション連絡協議会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費
補助金交付について（情報提供）

標記の件については、福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課長より、各訪問看護ステーション管理者宛に別紙のとおり通知されていることと存じますが、今般、国の令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付要綱に基づく医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業が別添交付要綱のとおり実施されます。

つきましては、貴事業所におかれましても本件についてご了知いただくとともに、本補助金をご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、

- 1) 申請先は、福岡県国民健康保険団体連合会となりますのでご留意ください。
- 2) 申請様式等については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kansenkakudaiboushi-shien2.html>) に掲載されております。

公印省略

2高ケ推第966号

令和2年7月30日

福岡県訪問看護ステーション連絡協議会長 殿

福岡県保健医療介護部
高齢者地域包括ケア推進課長

福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金交付について（情報提供）

平素から、本県の保健医療介護行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび国の令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付要綱に基づく医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業について、本県においても実施しますので、各訪問看護ステーション管理者宛に別紙のとおり通知しておりますので、情報提供いたします。

【お問い合わせ】

福岡県保健医療介護部

高齢者地域包括ケア推進課 在宅医療係

TEL：092-643-3275



公印省略



2 高ケ推第 9 2 6 号

令和 2 年 7 月 2 8 日

各訪問看護ステーション管理者 殿

福岡県保健医療介護部
高齢者地域包括ケア推進課長

福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金交付について（通知）

平素から、本県の保健医療介護行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび国の令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付要綱に基づく医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業について、本県においても、別紙のとおり実施することとしましたので、お知らせいたします。

つきましては、補助金交付要綱を参照の上、福岡県国民健康保険団体連合会に申請していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本補助金の交付対象は指定訪問看護事業者に限ることとしておりますので、くれぐれもご注意ください。

福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金について

1 県ホームページのアドレス

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kansenkakudaiboushi-shien.html>

- ※ 県ホームページから〔新型コロナウイルス感染症ポータルページ→事業者の皆さま向け→補助金・助成金→「医療機関における感染拡大防止等への補助金」〕とお進みください。
- ※ ホームページには、申請様式、申請マニュアル、交付要綱等を掲載しています。

2 申請先 福岡県国民健康保険団体連合会

3 申請方法

県ホームページ掲載の「医療機関等の申請マニュアル」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（慰労金・支援金）について」をご参照ください。

【申請の受付スケジュール】

- 令和2年7月………21日から月末まで
(Web申請受付システムでの申請は、25日から月末まで)
- 令和2年8月以降…各月15日から月末まで
- ※最終受付締切は、令和3年2月末日を予定

4 問い合わせ先

【申請に関するお問い合わせ】

| |
|--|
| <p>〔申請書の記載方法に関するお問い合わせ〕 厚生労働省医政局 新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター (TEL: 03-3595-3317) ※平日の9時30分～18時</p> <p>〔オンライン請求システムに関するお問い合わせ〕 国民健康保険中央会オンライン申請ヘルプデスク (TEL: 0120-041-422) ※毎月15日～月末まで開設</p> <p>〔Web申請受付システムに関するお問い合わせ〕 国民健康保険中央会 Web 申請ヘルプデスク</p> |
|--|

【制度に関するお問い合わせ】

| |
|--|
| <p>〔電話での問い合わせ〕 福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口 (TEL: 092-643-3288)</p> <p>〔メールでの問い合わせ〕 福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課 メール: zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp</p> |
|--|

※短期間に多数の問い合わせが予想されますので、メールによるお問い合わせをお願いします。

訪問看護ステーション管理者の皆様へ

「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」 のご案内

新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う訪問看護ステーションに対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助します。

補助上限額

訪問看護ステーション : 70万円

【取組の例】(例示であり、これに限られるものではありません。)

- ①共有して使用する物品(移動のための自動車や自転車、訪問鞆等)や職員が共通して触れる部分について定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。
- ②在宅療養における感染予防対策、患者の症状を観察する際の留意点等が記載されたパンフレットの作成・配布を行い、患者や同居する家族等に説明し理解や協力を求める。
- ③医療機関、ケアマネージャー等と電話等情報通信機器を用い頻回に患者の症状把握を行う等、より密接な連携体制を確保する。
- ④電話等情報通信機器を用いた病状確認・療養上の指導等が実施可能な体制を確保する。
- ⑤感染防止のための個人防護具等を確保する。
- ⑥医療従事者の感染拡大防止対策(研修、健康管理等)を行う。

補助の対象経費

- ・感染拡大防止対策に要する費用
- ・院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用(「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外)

※指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは補助の対象外です。

福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長連名通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）「3（19）医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」（以下「(19)」という。）アに定める感染拡大防止等の支援を行うことを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、実施要綱（19）イに定める医療機関（病院、医科診療所及び歯科診療所）、薬局、訪問看護ステーション及び助産所（以下「事業者」という。）が実施要綱（19）ウに基づき行う院内等での感染拡大を防ぐための取組（以下「事業」という。）に要する費用のうち、知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）を対象とする。

2 補助対象となる事業者は、前項に定める医療機関にあつては保険医療機関、薬局にあつては保険薬局、訪問看護ステーションにあつては指定訪問看護事業者に限るものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体

(4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体

イ 暴力団員が実質的に運営している団体

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

- 4 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算定するものとする。ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- ア 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付条件)

第5条 補助金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この補助金は、その交付の目的に反して使用してはならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（開設者が地方公共団体又は地方独立行政法人以外の事業者（以下「民間事業者」という。）にあつては30万円）以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と補助事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。
- ア 補助事業者が民間事業者以外の場合
補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第1号による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- イ 補助事業者が民間事業者の場合
事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合も含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式5）

により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- (9) 前号の報告があったときには、同号の補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (10) 民間事業者が締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (11) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。
- (12) 事業者は、この補助金と重複して、「福岡県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金支給事業の補助を受けることはできない。

（申請手続）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金交付申請（兼）概算払請求書（様式1）を福岡県国民健康保険団体連合会を通じて、知事に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第7条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金（変更）交付決定通知書（様式2）により事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。

（変更申請手続）

第8条 事業者は、この補助金の交付決定後の事情により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金変更交付申請書（様式3）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更交付決定を行い、福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金（変更）交付決定通知書（様式2）により事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消）

第9条 知事は、事業者が第3条第3項に規定する団体であることが判明した場合、第5条に規定する条件に違反した場合又は不正の手段により補助金の交付

決定を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(概算払)

第10条 知事は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金実績報告書(様式4)を、事業完了後1か月を経過する日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(その他)

第12条 特別な事情により第6条、第8条又は第11条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによることができるものとする。

附 則

この交付要綱は、令和2年7月20日から施行し、令和2年度の補助金に適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

| 1 基準額 | 2 補助対象経費 | 3 補助率 |
|--|--|---------------|
| <p>次により算出された額</p> <p>(1) 病院 2,000,000 円 + 50,000 円 × 病床数</p> <p>(2) 有床診療所 (医科・歯科) 2,000,000 円</p> <p>(3) 無床診療所 (医科・歯科) 1,000,000 円</p> <p>(4) 薬局、訪問看護ステーション、 助産所 700,000 円</p> | <p>院内等での感染拡大防 止等を行うために必要な 賃金、報酬、謝金、会議 費、旅費、需用費 (消耗 品費、印刷製本費、材料 費、光熱水費、燃料費、 修繕料、医薬材料費)、役 務費 (通信運搬費、手数 料、保険料)、委託料、使 用料及び賃借料、備品購 入費</p> | <p>10分の10</p> |